

# 事業主の皆様へ

## 求職活動支援書の 作成・交付義務について

○「事業主都合の解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職予定の高年齢者等（45歳以上65歳未満）が希望するときは、「**求職活動支援書**」を作成し、本人に交付することが、高年齢者雇用安定法により事業主に義務付けられています。

○「**求職活動支援書**」とは、高年齢者等の職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を記載した書面です。

厚生労働省／都道府県労働局／ハローワーク／

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構／都道府県高年齢者雇用開発協会

## はじめに

高年齢者等（45歳以上65歳未満）が早期再就職を図るためには、その高年齢者等の能力や適性等を十分に把握している事業主による在職中からの支援が有効かつ重要です。特に、離職予定の高年齢者等が求職活動を行うにあたってキャリアの棚卸しをする際、職務経歴等の情報を活用することが効果的です。

このため、高年齢者等の職務経歴などの情報を記載した求職活動支援書を一定の場合に作成・交付することが事業主に義務付けられています。

このパンフレットでは、求職活動支援書の作成・交付の流れやその具体例を示すとともに、再就職援助の措置に関する留意点や相談先などについて紹介します。

### 目次

1. 求職活動支援書とは…	P 2
2. 求職活動支援書作成の流れ	P 3
3. 求職活動支援書記載イメージ	P 4
4. 求職活動支援書様式例	P 9
5. 再就職援助の措置の実施	P 11
6. 再就職援助の措置でお困りの際には…	P 12
7. 求職活動支援書に伴う助成制度について	P 13

# 1. 求職活動支援書とは…

## 求職活動支援書作成・交付の義務

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高年齢者雇用安定法」といいます。）により、事業主は、「事業主都合の解雇等※」又は、「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により、離職することが予定されている高年齢者等（以下「高年齢離職予定者」）といいます。）が希望するときは、在職中のなるべく早い時期から高年齢離職予定者が主体的に求職活動を行えるよう、自主的に職務経歴書を作成するための参考となる情報（高年齢離職予定者の職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項）等を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければならないこととされています。

※「解雇等」とは、「事業主都合による解雇や事業主の勧奨等による任意退職などに該当するもの」を指します。

高年齢離職予定者が希望したにも関わらず、事業主が求職活動支援書の作成・交付を実施しなかったときは、公共職業安定所長による、指導・助言及び勧告を行うことがあります。

## 求職活動支援書に盛り込むべき内容

- ① 高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- ② 高年齢離職予定者が離職することとなる日  
（離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期）
- ③ 高年齢離職予定者の職務の経歴  
（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む。）
- ④ 高年齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- ⑤ 高年齢離職予定者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項
- ⑥ 職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項その他の再就職に資する事項
- ⑦ 事業主が講ずる再就職援助の措置

## 2. 求職活動支援書作成の流れ

### 高年齢離職予定者の発生

- 高年齢離職予定者とは「事業主都合の解雇等」又は、「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により、離職することが予定されている高年齢者等をいいます。（なお、定年退職及び継続雇用制度がある場合における継続雇用期間満了者に対する取り扱いは 11 ページを参照。）

### 労働組合等からの意見聴取

- 事業主は、求職活動支援書を作成する前に、高年齢離職予定者に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容について、労働組合等（事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者）の意見を聴いてください。

### 求職活動支援書作成対象者の把握

- 高年齢離職予定者が決定したときには、事業主は速やかに求職活動支援書の作成・交付についての希望の有無を把握してください。

### 離職予定者本人から具体的な希望の聴取

- 事業主は、求職活動支援書の作成にあたって、あらかじめ、高年齢離職予定者本人の再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分に聴いてください。

### 離職予定者本人に対する求職活動支援書の交付

- 求職活動支援書を作成した場合は、速やかに高年齢離職予定者に交付してください。  
→ハローワークは労働者から求職活動支援書の提示を受けたときは、その記載内容を踏まえ、職業相談や職業紹介等きめ細かなサポートを行います。

# 3. 求職活動支援書記載イメージ① (営業)

求職活動支援書(様式例)

雇用保険被保険者番号	3401 - 89999 - 5	生年月日	作成日	平成18年10月19日				
氏名	厚労 一郎	年齢	59	性別	男	昭和22年4月19日	離職予定日	平成19年4月30日
希望する職歴等種	(希望職種) 営業管理職又は営業専任職を希望 (希望条件) 年収: 〇〇〇万円(賞与含む) (その他特に希望すること)							
職歴	平成11年4月～平成19年4月(予定) 福岡支店営業課長 (主な業務・業績・達成事項) ・九州ブロック全域の営業計画・販売計画の策定、部下を取りまとめ営業目標の達成に貢献 ・支店開設に伴う新規の得意先確保に貢献 平成5年4月～平成11年3月 東京本社営業部法人グループ 課長代理 (主な業務・業績・達成事項) ・法人に対する接客・販売、企画提案 ・顧客法人の開拓を担当し、6年間で約100企業を開拓 昭和60年4月～平成5年3月 東京本社営業部法人グループ (主な業務・業績・達成事項) ・法人に対する接客・販売、企画提案 ・法人顧客開拓マニュアルを作成し、新規の顧客開拓に貢献 昭和52年4月～昭和60年3月 大阪支店営業部営業課 (主な業務・業績・達成事項) ・商品仕入先の開発、商品カタログの企画 ・クリスマスキャンペーンの企画を担当し、キャンペーン期間中の売上げ増に貢献 ・府内全域の担当を任される。月間トップセールス達成(昭和58年3月) 昭和45年4月～昭和52年3月 〇〇堂輸入社 広島支店営業課に配属 (主な業務・業績・達成事項) ・顧客に対する接客・販売、商品販売契約に関する実務 ・接客を学び、県内全域の担当を任される。月間トップセールス達成(昭和47年8月・昭和50年2月・5月)							
業績	(※会社概要) (事業内容) 衣料品卸業(子供服) (資本金) 1億円 (従業員数) 500人 (事業所数) 本社含む7事業所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡) (※最終年収) 〇〇〇万円(総支給額)							
資格及び免許、受講した	(資格・免許・受講した講習等) 普通自動車免許(第1種) 通信講座「ビジネス実務法務」修了(平成10年) 簿記2級(商業・工業) (その他の技能、知識等) 〇〇〇(文書作成ソフト)使用可 △△△(表計算ソフト)使用可							

氏名	厚労 一郎		
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職支援措置	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
	⑦ 再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん	キャリアの棚卸し、職務経歴書の書き方及び面接の受け方等を中心とした再就職準備講習会の開催	平成18年11月6日～10日までの5日間
	② カウンセリング等の実施・あつせん		
	② 教育訓練等の実施・受講あつせん	教育訓練(キャリア専門学校のマーケティング基礎講座)の受講	平成18年11月27日～12月8日までの10日間
	⑤ 求職活動のための休暇の付与	上記ア、ウの受講期間の他、求職活動に対する休暇付与(最大20日間、休暇には有給休暇と同等の賃金を支給)	
	④ 求職活動に関する経済的な支援	上記ウの受講費用の負担(1/2)	平成18年11月27日～12月8日までの10日間
	カ 再就職支援会社への委託		
キ 関連企業等への再就職のあつせん	関連企業の求人情報や業界内の市場動向に関する情報の提供	平成18年10月19日～平成19年4月30日	
ク その他			
作成事業所	名称	〇〇堂福岡支店	
	代表者	氏名 福岡支店長 〇〇 〇〇	
	所在地	福岡市〇〇区9-99	
	雇用保険適用事業所番号	4001-899999-3	
再就職援助担当者所属部署	人事課	電話番号	092-1234-XXXX

(求職者の方へ)  
 ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

免許・資格だけでなく、  
 講座等の修了履歴についても記載してください。

# 3. 求職活動支援書記載イメージ② (事務)

求職活動支援書(様式例)

雇用保険被保険者番号	2701-999991-1	生年月日	作成日	平成18年12月20日				
氏名	雇用 花子	年齢	43	性別	女	昭和33年7月23日	離職予定日	平成19年10月30日
希望する職種・条件等	(希望職種) 経理事務職を希望 (希望条件) 年収：〇〇〇万円(賞与含む) (その他特に希望すること)							
職歴	昭和52年4月～平成18年12月 総務・経理担当(平成元年4月～ 経理担当主任) (主な業務・実績) ○総務関係 ・各種契約書の管理など文書の整理・保存(文書管理関係規定の作成等) ・求窓対応 ・社会保険、雇用保険及び労災保険の加入喪失手続き(手続書類の作成等) ・給与計算・源泉徴収実務 ・備品・用品の購入・管理 ○経理関係 ・見積書チェック ・外部業者への契約発注業務(約500件を担当) ・税務申告書の作成及び納付手続き ・現預金取引の記録・計算・債権・債務の保金管理、小切手・約束手形の振出等 ・資金繰り表の作成・管理 ・月次及び年次決算報告書の作成 (毎月の経営成績を基に、経費節減の提言を行い、月にして約1割の経費節減) ・取引銀行との事務取扱い (※会社概要) (事業内容) 不動産業 (資本金) 800万円 (従業員数) 100人 (事業所数) (※最終年収) 〇〇〇万円(総支給額) (資格・免許・受講した講習等) 日商簿記検定(1級) 普通自動車免許(第1種) (その他の技能、知識等) △△△(表計算ソフト)使用可 ○○○(文書作成ソフト)使用可							
資格及び職業能力に関する講習	(資格・免許・受講した講習等) 日商簿記検定(1級) 普通自動車免許(第1種) (その他の技能、知識等) △△△(表計算ソフト)使用可 ○○○(文書作成ソフト)使用可							

氏名	雇用 花子			
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職援助措置	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間	
	① 再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん	職務経歴書の書き方等の再就職活動セミナーの開催情報提供及び受講研修	離職日まで	
	② カウンセリング等の実施・あつせん			
	③ 教育訓練等の実施・受講あつせん			
	④ 求職活動のための休暇の付与	上記アの受講に対する休暇付与(休暇に対する資金の支給あり)		
再就職援助措置	⑤ 求職活動に関する経済的な支援	上記アの受講費用の負担(1/2)		
	⑥ 再就職支援会社への委託			
	⑦ 関連企業等への再就職のあつせん			
⑧ その他	事務職(主に経理事務)の市場状況や事務職の最新求人情報の収集及び提供	離職日まで		
作成事業所	名称	〇〇不動産(有)		
	代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
	所在地	大阪市〇〇区〇〇町 9-9-9		
雇用保険適用事業所番号	2701-999999-9			
再就職援助担当者	所属部署	総務課	電話番号	06-6789-xxxx

(求職者の方へ)  
 ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

(※) 本求職活動支援書は、本人から購取した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

どのような業務に従事してきたのかを、  
 職務別に記載することも有効です。

# 3. 求職活動支援書記載イメージ③ (情報処理)

求職活動支援書(様式例)

雇用保険被保険者番号	1301-123456-1	生年月日	作成日	平成19年1月7日
氏名	労働 良子	年齢	性別	昭和31年7月7日 離職予定日 平成19年3月31日
希望する職種・条件等	(希望職種) 顧客管理システムの開発やシステムマネジメントを希望  (希望条件) 年収: ○○○万円(賞与含む) (その他特に希望すること)			
職務経歴	平成14年4月～平成18年12月 本社システム開発部 システム開発課長 (主な業務・業績・達成事項) ・クライアント(旅行業)に対するシステム導入・運用管理全般の企画・提案 平成10年4月～平成14年3月 本社システム開発部 課長代理 (主な業務・業績・達成事項) ・システム開発に係る開発スケジュール管理、クライアント(旅行業)との調整 平成5年7月～平成10年3月 本社システム開発部 開発グループ主任 (主な業務・業績・達成事項) ・クライアント(旅行業)の人事管理システムの開発にSEとして従事するとともに、開発後の運用管理全般業務にも従事 ・主任として、新システムの開発を統括 昭和63年4月～平成5年6月 本社システム開発部 開発グループリーダー (主な業務・業績・達成事項) ・クライアント(旅行業)の顧客管理システム開発にSEとして従事 ・システムの基本・詳細設計、プログラミング、テストに携わる ・このシステム開発成功により、以後、このクライアントのシステム開発は全て当社で受注することとなった 昭和54年4月～昭和63年3月 ○○システム株式会社 本社システム開発部 (主な業務・業績・達成事項) ・クライアント(出版業)の売上げ実績データを電子化するプロジェクトに従事 ・システムにおけるデータ蓄積部分のプログラミング、テストに携わる  (※会社概要) (事業内容) システムコンサルティング業 (資本金) 3千万 (従業員数) 120人 (事業所数) 本社を含め東京都内に2事業所  (※最終年収) ○○○万円(総支給額) (資格・免許・受講した講習等) 第1種情報処理技術者試験合格 システムアナリスト試験合格 普通自動車免許(第1種)  (その他の技能、知識等) □□□、☆☆☆、※※※(プログラム言語)の使用可 △△△(表計算ソフト)使用可 ○○○(文書作成ソフト)使用可			
資格及び職業能力に関する講習事項	(※) 本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。			

氏名	労働 良子		
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職支援措置	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
	再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん		
	① カウンセリング等の実施・あつせん	再就職活動に関する社内相談窓口の設置	平成19年1月7日～3月31日まで
	② 教育訓練等の実施・受講あつせん	能力向上のためのセミナー受講へのあつせん	平成19年1月22日～26日までの5日間
	③ 求職活動のための休暇の付与	上記ウの受講に対する休暇付与(休暇には有給休暇と同等の賃金を支給)	平成19年1月22日～26日までの5日間
	④ 求職活動に関する経済的な支援	上記ウの受講費用の負担(1/2)	平成19年1月22日～26日までの5日間
再就職支援会社への委託			
関連企業等への再就職のあつせん			
② その他	希望業種の市場状況や最新求人情報の収集及び提供	平成19年1月7日～3月31日まで	
作成事業所	名 称	○○システム㈱	
	代表者 氏名	本社 社長 ○○ ○○	
	所在地	千代田区○○町9-99	
	雇用保険適用事業所番号	1301-888999-9	
再就職支援担当者	所 属 部 署	人事部	電話番号 03-5678-XXXX

(求職者の方へ)  
 ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

専門的な技術を扱えることについて  
 記載することも重要です！

# 3. 求職活動支援書記載イメージ④ (労務管理)

求職活動支援書(様式例)

雇用保険被保険者番号	1301-99999-1	生年月日	作成日	平成18年12月20日				
氏名	安定 琴	年齢	64	性別	男	昭和27年5月5日	離職予定日	平成19年3月25日
希望する職種・条件等	(希望職種) 倉庫管理業務全般を希望  (希望条件) 年収:〇〇〇万円(賞与含む) (その他特に希望すること)							
職歴	平成11年4月～平成18年12月 神奈川事業所商品管理部商品管理課長 (主な業務・実績) ・倉庫作業業務の最高責任者として、労務の安全教育方針を徹底 ・労災の発生件数ゼロ件を達成(平成14年度)  平成5年4月～平成11年3月 神奈川事業所商品管理部課長代理 (主な業務・実績) ・倉庫作業ラインの長として、倉庫作業員の指導・育成を行う ・安全管理者能力向上教育講習会を受講(平成7年)  昭和57年4月～平成5年3月 神奈川事業所商品管理部係長 (主な業務・実績) ・在庫管理の責任者として、商品管理に携わる ・誤出荷、未達の10%削減に成功し、会社から表彰を受ける(平成4年)  昭和46年4月～昭和57年3月 〇〇倉庫㈱入社 東京事業所商品管理部に配属 (主な業務・実績) ・管理台帳に基づく商品の在庫管理、商品の破損を点検							
業績等	(※会社概要) (事業内容) 倉庫業 (資本金) 8千万 (従業員数) 200人 (事業所数) 本社及び3事業所(東京、神奈川、大阪)  (※最終年収) 〇〇〇万円(総支給額) (資格・免許・受講した講習等) 普通自動車免許(第1種) 小型特殊自動車免許 フォークリフト運転技能者 安全管理者能力向上教育講習会受講 (その他の技能、知識等)							
資格・免許・受講した講習等	(資格・免許・受講した講習等) 普通自動車免許(第1種) 小型特殊自動車免許 フォークリフト運転技能者 安全管理者能力向上教育講習会受講 (その他の技能、知識等)							

氏名	安定 琴			
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職援助措置	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間	
	⑦ 再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん	職務経歴書の書き方等を内容とした再就職準備講習会の受講	平成19年1月15日～19日までの5日間	
	イ カウンセリング等の実施・あつせん			
	ウ 教育訓練等の実施・受講あつせん			
	⑧ 求職活動のための休暇の付与	上記アの受講の他、求職活動に対する休暇付与(休暇には有給休暇と同等の資金を支給)		
	⑨ 求職活動に関する経済的な支援	上記アの受講費用の負担(1/2)	平成19年1月15日～19日までの5日間	
	⑩ 再就職支援会社への委託	再就職支援会社〇〇キャリア㈱との委託契約に基づく求人情報・業界動向情報の提供及び再就職先の斡旋を実施	離職日まで	
	キ 関連企業等への再就職のあつせん			
	ク その他			
	作成事業所	名称	〇〇運輸倉庫㈱	
	代表者氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇		
	所在地	品川区〇〇町9-99		
	雇用保険適用事業所番号	1301-99999-9		
再就職援助担当者	所属部署	人事部	電話番号	03-3333-XXXX

(求職者の方へ)  
 ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

(※) 本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

離職予定者本人の希望を踏まえながら、措置の具体的内容や時期・期間をできる限り具体的に記述してください。

### 3. 求職活動支援書記載イメージ⑤ (金属加工)

求職活動支援書(様式例)

雇用保険被保険者番号	1301-33399-1	生年月日	作成日	平成19年1月20日		
氏名	職安一	年齢	性別	昭和19年10月5日	離職予定日	平成19年3月31日
希望する職種・条件等	(希望職種) 金属工作機械工を希望  (希望条件) 年収:〇〇〇万円(賞与含む) (その他特に希望すること)					
職務の経歴	(金属工作機械工として従事した主な業務・実績) (昭和38年～平成19年 在籍) ①普通旋盤を活用した金属加工 (従事年数〇〇年) ②NC工作を活用した金属加工 (従事年数〇〇年) ・試削り、精度確認及び加工に従事 ・NC工作機械プログラムの構築 ・加工用治具の製作 ③マシニングセンターを活用した金属加工 (従事年数〇〇年) ④平面研削盤を活用した金属加工 (従事年数〇〇年) ⑤フライス盤を活用した金属加工 (従事年数〇〇年) ⑥仕上げ加工 (従事年数〇〇年) ⑦主な加工部品 ・自動車部品(シリンダー・ピストンヘッド) ・油圧部品(ピストンロッド) ・加工材質(難削鋼、ステンレス、アルミ、樹脂)  (その他の実績) ・人望があり新入社員研修を担当 ・安全衛生講習会を受講し、安全衛生管理の基本や手法、好事例等の知識を取得 ・最終職名 シリンダー製造ライン隊長 (従事年数〇〇年)					
業績等	(※会社概要) (事業内容) 自動車部品、機械部品、油圧部品、合成樹脂部品 (資本金) 450万円 (従業員数) 15人 (事業所数) 本社のみ(東京)  (※最終年収) 〇〇〇万円(総支給額)					
資格、職業免許、受に講した講習事項	(資格・免許・受講した講習等) 普通自動車免許(第1種) 機械加工技能士(機械加工 特級) 機械加工技能士(普通旋盤作業 1級) 機械加工技能士(数値制御旋盤作業 1級) 機械加工技能士(平面研削盤作業 2級)  (会社で従事した機械一覧) 普通旋盤(〇〇社製の☆☆機種) ボール盤(〇〇社製の☆☆機種) NC旋盤(△△社製の□□機種) 放電加工機(〇〇社製の☆☆機種) 平面研削盤(●●社製の★★機種) マシニングセンター(〇〇社製の☆☆機種) フライス盤(◇◇社製の◎◎機種)					

氏名	職安一		
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職援助措置	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
	②再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん	職務経歴書の書き方等の再就職準備セミナーの開催情報提供及び受講申込	平成19年2月19日～23日までの5日間
	①カウンセリング等の実施・あつせん		
	③教育訓練等の実施・受講あつせん		
	④求職活動のための休暇の付与	上記アの受講に対する休暇付与(休暇に対する資金の支給あり)	平成19年2月19日～23日までの5日間
	⑤求職活動に関する経済的な支援	上記アの受講費用の負担(1/2)	平成19年2月19日～23日までの5日間
再就職支援会社への委託			
⑥関連企業等への再就職のあつせん			
⑦その他	希望職種の最新求人情報の提供		平成19年2月2日～平成19年3月31日まで
作成事業所	名称	〇〇金属加工㈱	
	代表者氏名	本社 社長 〇〇 〇〇	
	所在地	目黒区〇〇町9-99	
再就職援助担当者	所属部署	総務課	電話番号 03-1111-XXXX

(求職者の方へ)  
 ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。

職務の経歴については、在職した部署名のみを記入するのではなく、その部署で離職予定者が担当した業務内容及び実績等をできる限り具体的に記述してください。

実際に扱うことのできる機器については、具体的に記載するようにしてください。

## 4. 求職活動支援書様式例(オモテ面)

求 職 活 動 支 援 書 ( 様 式 例 )						
雇用保険被保険者番号	— —		生年月日	作成日	平成 年 月 日	
氏 名	年 齢	性 別	年 月 日	離職予定日	平成 年 月 日	
希望する職種・条件等 (本人記載欄)	(希望職種)  (希望条件)  (その他特に希望すること)					
職 務 の 経 歴 ・ 業 績 等	(※会社概要) (事業内容) (資本金) (従業員数) (事業所数)  (※最終年収)					
資格、免許、受講した講習及び職業能力に関する事項	(資格・免許・受講した講習等)  (その他の技能、知識等)					

(※) 本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

## 4. 求職活動支援書 様式例(ウラ面)

氏名			
本人の希望等を踏まえて事業主が行う再就職援助措置	主な措置の種類	措置の具体的内容	時期・期間
	ア 再就職準備セミナー・講習会等の実施・受講あつせん		
	イ カウンセリング等の実施・あつせん		
	ウ 教育訓練等の実施・受講あつせん		
	エ 求職活動のための休暇の付与		
	オ 求職活動に関する経済的な支援		
	カ 再就職支援会社への委託		
	キ 関連企業等への再就職のあつせん		
	ク その他		
作成事業所	名称		
	代表者	氏名	
	所在地		
	雇用保険適用事業所番号		
再就職援助担当者	所属部署	電話番号	
<p>(求職者の方へ)</p> <p>ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。</p>			

※ 求職活動支援書を作成・交付する際には、上記様式をコピーしてご使用ください。

様式は厚生労働省HPからもダウンロードすることができます。

### ☆求職活動支援書作成のポイント

- 「職務の経歴・業績等」の欄については、出来る限り具体的に記載するようにしましょう。
- 従業員が自分の職歴を把握することは、職業生活設計を立てる上で、非常に重要なものです。離職者の発生の有無に関わらず、日頃から、従業員がキャリアの棚卸しを行えるように支援しましょう。

## 5. 再就職援助の措置の実施

### 再就職援助の措置を実施するにあたって

- 求職活動支援書を作成した事業主は、求職活動支援書の内容に基づき、離職予定者に対する再就職援助の措置を実施してください。
- 事業主は、再就職援助の措置を実施するときは、再就職の援助に関する業務を担当する「再就職援助担当者」を選任し、労働組合等の意見を聴いてその業務を行うことが必要です。

### 再就職援助の措置の具体例

- 再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、受講等のあっせん
- 求職活動のための休暇の付与  
(再就職のための会社訪問、教育訓練の受講、資格試験の受験等)
- 在職中の求職活動に対する経済的支援の実施  
(上記休暇についての賃金支給、教育訓練等の実費相当額の支給等)
- 民間の再就職支援会社への委託
- 求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への再就職のあっせん

など

### 定年退職者や継続雇用期間満了者に対する再就職援助の措置について

- 定年退職者や継続雇用制度期間満了者に対しては、65歳までの雇用が確保される前日(平成25年3月31日)までは解雇等により離職する者と同様に再就職援助の措置を実施するように努めてください。
- また、上記の者が求職活動支援書の作成も希望している場合は、事業主の方は書面の自主的な作成も併せてお願いします。

## 6. 再就職援助の措置でお困りの際には…

### 再就職援助の措置でお困りの事業主を支援いたします

求職活動支援書の作成や具体的な再就職援助の措置の実施についてお困りの際には、都道府県高年齢者雇用開発協会へご連絡ください。再就職支援コンサルタントが求職活動支援書の作成のお手伝いや再就職援助についての専門的、技術的なアドバイスをいたします(無料)。

### 在職労働者への支援をいたします

各都道府県にある高齢期雇用就業支援コーナーでは、在職者を対象としたセミナーや相談等を実施しています。また、キャリアの棚卸しや職務経歴書の作成支援も行っています。高年齢離職予定者が発生した場合は、再就職援助の措置の一つとして、積極的にセミナーや相談等を受けるよう勧奨しましょう(無料)。

※再就職支援コンサルタント及び高齢期雇用就業支援コーナーについては、最終ページの各都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください。

# 7. 求職活動支援書に伴う 助成制度について

## ☆労働移動支援助成金について

求職活動支援書もしくは定年又は継続雇用制度の期間満了により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づく書面(以下「求職活動支援書等」といいます。)を作成し、再就職援助の措置を行う事業主に対しては、労働移動支援助成金による助成措置があります。労働移動支援助成金には、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金及び定着講習支援給付金の3種類あります。

### ●求職活動等支援給付金

#### (1) 支給対象者(以下の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する事業主)

- (ア) 雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」といいます。)、又は高年齢者雇用安定法に基づく求職活動支援書等を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、当該事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」といいます。)又は、公共職業安定所長に提出した事業主(以下「提出事業主」といいます。)で、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者に対し、求職活動等のための休暇(年次有給休暇として与えられるものを除く。)を与え、当該休暇日について、通常支払われる賃金額以上の額を支払う事業主
- (イ) 認定事業主又は提出事業主であり、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者に対し、その再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させ、当該講習の日について、通常支払われる賃金額以上の額を支払う事業主
- (ウ) 職場体験講習で受け入れた再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者を当該対象者の離職の日の翌日から1ヶ月以内に雇い入れる事業主

#### (2) 支給額

- (ア) に該当する事業主
  - ・ 求職活動等のための休暇1日当たり4,000円(上限1人当たり30日分)
- (イ) に該当する事業主
  - ・ 職場体験講習1日当たり4,000円(上限1人当たり30日分)
    - ※ 職場体験講習を実施する事業主を開拓した場合、職場体験講習受講者1人当たり2万円(当該職場体験講習を実施する事業主が、新規・成長分野に係る事業を行うものであるときは、4万円)を加算
- (ウ) に該当する事業主
  - ・ 雇い入れた職場体験講習対象者1人当たり10万円

### ●再就職支援給付金

#### (1) 支給対象者

民間の職業紹介事業者が再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者の再就職支援を委託し、当該委託に係る費用を負担し、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者の再就職を、離職日から3ヶ月以内(45歳以上の者については5ヶ月以内、雇用調整方针对象者については6ヶ月以内)に実現させた認定事業主又は提出事業主

#### (2) 支給額

中小企業事業主：再就職に係る支援の委託に要する費用の1/3(1人当たり40万円を限度とし、支給対象人数は同一の再就職援助計画書若しくは求職活動支援基本計画書(以下「計画書等」といいます。)につき300人を上限)

中小企業事業主以外の事業主：再就職に係る支援の委託に要する費用の1/4（1人当たり30万円を限度とし、支給対象人数は同一の計画書等につき300人を上限）

※ 委託契約上、職業紹介事業者が再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者について、新規・成長分野に係る事業を行う事業所への再就職の実現に努める旨が記載され、かつ、当該事業所への再就職が実現した場合、10万円を加算

## ● 定着講習支援給付金

### (1) 支給対象者

再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者を離職日から3ヶ月以内（45歳以上の者については5ヶ月以内、雇用調整方針対象者については、6ヶ月以内）に雇い入れ、早期定着を図るための講習を実施する事業主

【対象となる講習】 期間：20時間以上 内容：OJT及びoff-JT

### (2) 支給額

- ・講習時間が20時間以上40時間未満：1人当たり5万円
- ・講習時間が40時間以上：1人当たり10万円

☆ その他、各給付金の詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

# 求職活動支援基本計画書とは

記載例 様式第1号		求職活動支援基本計画書		高齢者雇用安定法
		雇用保険適用事業所番号		0123-123456-7
雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号の規定により、下記のとおり提出します。				
(飯田橋 公共職業安定所長経由) 東京 労働局長 殿 平成18年 7月 13日作成				
I 事業主	a 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	高齢活用商事株式会社 代表取締役社長 労働 太郎		
	b 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒100-0000 東京都千代田区霞が関4-5-6	c 電話番号 03(4567)XXXX	
II 求職活動支援基本計画を作成する事業所	a 名称	高齢活用商事株式会社		d 事業の種類
	b 所在地	東京都千代田区霞が関4-5-6		食料品の輸入・販売
	c 労働者数	～99人・100～299人・300～999人・1000～4999人・5000人～		
III 本計画の想定期間		平成18年9月1日～平成18年9月30日		
IV 高齢者離職予定者の数	22人	V 求職活動等のための休暇を付与する対象者数及びその延べ日数	9人	150日
VI 事業主が共通して講じようとする措置の具体的内容				
イ 休暇の付与・職安等での求職活動(最大15日間)				
ロ 経済的支援(付与した休暇に対する資金の支給、資格取得のための費用の負担(1/2)など)				
ハ 関連企業の求人情報の提供及び再就職のあっせん(人材情報室において実施)				
ニ 能力開発のための講習の紹介				
ホ 再就職支援会社A社との委託契約に基づく再就職の支援				
VII 再就職援助担当者 役職		総務部人事課長	氏名	雇用 直
			電話番号	03-1234-XXXX
VIII 本計画書の内容について、労働者の過半数で組織する労働組合(ない場合は労働者の過半数を代表する者)の同意		本計画書の内容について、同意します。 組合名 高齢者活用商事株式会社労働組合 代表者 委員長 厚生 次郎		労働局 受理印

- ① 求職活動支援基本計画書とは、求職活動支援書等の対象者に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面。
- ② 求職活動支援書を作成する前に事業主が作成し、労働組合等の同意を得た上で管轄労働局長又は公共職業安定所長に提出することが必要です。

※ 労働移動支援助成金を受給しようとする事業主については、雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成している場合、上記の求職活動支援基本計画書を改めて作成する必要はありません。

## 都道府県労働局及び都道府県高齢者雇用開発協会等 所在地一覧

労働局名	電話番号	協会名	電話番号
北海道労働局	011-738-1045	社団法人 北海道雇用促進協会	011-223-3688
青森労働局	017-721-2000	社団法人 青森県高齢者雇用開発協会	017-775-4063
岩手労働局	019-604-3005	社団法人 岩手県雇用開発協会	019-654-2081
宮城労働局	022-299-8062	社団法人 宮城県高齢・障害者雇用支援協会	022-265-2076
秋田労働局	018-883-0010	社団法人 秋田県雇用開発協会	018-863-4805
山形労働局	023-626-6101	社団法人 山形県雇用対策協会	023-625-0588
福島労働局	024-528-0258	社団法人 福島県雇用開発協会	024-524-2731
茨城労働局	029-224-6219	社団法人 茨城県雇用開発協会	029-221-6698
栃木労働局	028-610-3557	社団法人 栃木県雇用開発協会	028-621-2853
群馬労働局	027-210-5008	社団法人 群馬県雇用開発協会	027-224-3377
埼玉労働局	048-600-6209	社団法人 埼玉県雇用開発協会	048-824-8739
千葉労働局	043-202-5132	社団法人 千葉県雇用開発協会	043-225-7071
東京労働局	03-3818-8307	社団法人 東京都高齢者雇用開発協会	03-3296-7221
神奈川労働局	045-650-2817	財団法人 神奈川県雇用開発協会	045-633-6110
新潟労働局	025-234-5837	社団法人 新潟県雇用開発協会	025-241-3123
富山労働局	076-432-2793	社団法人 富山県雇用開発協会	076-442-2055
石川労働局	076-265-4428	社団法人 石川県雇用支援協会	076-239-0365
福井労働局	0776-26-8613	社団法人 福井県雇用支援協会	0776-24-2392
山梨労働局	055-225-2858	社団法人 山梨県雇用促進協会	055-222-2112
長野労働局	026-226-0866	社団法人 長野県雇用開発協会	026-226-4684
岐阜労働局	058-263-5563	社団法人 岐阜県雇用開発協会	058-252-7353
静岡労働局	054-271-9972	社団法人 静岡県雇用開発協会	054-252-1521
愛知労働局	052-219-5507	社団法人 愛知県雇用開発協会	052-524-6756
三重労働局	059-226-2306	社団法人 三重県雇用開発協会	059-227-8030
滋賀労働局	077-526-8686	社団法人 滋賀県雇用対策協会	077-526-4853
京都労働局	075-241-3269	社団法人 京都府高齢・障害者雇用支援協会	075-222-0202
大阪労働局	06-4790-6311	社団法人 大阪府雇用開発協会	06-6346-0122
兵庫労働局	078-367-0810	財団法人 兵庫県雇用開発協会	078-362-6588
奈良労働局	0742-32-0209	社団法人 奈良県雇用開発協会	0742-34-7791
和歌山労働局	073-421-6155	社団法人 和歌山県高齢者雇用開発協会	073-425-2770
鳥取労働局	0857-29-1708	社団法人 鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	0857-27-6974
島根労働局	0852-20-7022	社団法人 島根県雇用促進協会	0852-21-8131
岡山労働局	086-801-5108	社団法人 岡山県雇用開発協会	086-233-2667
広島労働局	082-502-7832	社団法人 広島県雇用開発協会	082-512-1133
山口労働局	083-995-0383	社団法人 山口県雇用開発協会	083-924-6749
徳島労働局	088-611-5387	社団法人 徳島県雇用支援協会	088-655-1050
香川労働局	087-831-7290	社団法人 香川県雇用支援協会	087-811-2285
愛媛労働局	089-941-2940	社団法人 愛媛高齢・障害者雇用支援協会	089-943-6622
高知労働局	088-885-6052	社団法人 高知県雇用開発協会	088-884-5213
福岡労働局	092-434-9807	財団法人 福岡県高齢者・障害者雇用支援協会	092-473-6300
佐賀労働局	0952-32-7217	財団法人 佐賀県高齢者雇用開発協会	0952-25-2597
長崎労働局	095-801-0042	社団法人 長崎県雇用支援協会	095-827-6805
熊本労働局	096-211-1704	社団法人 熊本県高齢・障害者雇用支援協会	096-355-1002
大分労働局	097-535-2090	財団法人 大分県総合雇用推進協会	097-537-5048
宮崎労働局	0985-38-8824	社団法人 宮崎県雇用開発協会	0985-29-0500
鹿児島労働局	099-219-8724	財団法人 鹿児島県雇用支援協会	099-219-2000
沖縄労働局	098-868-1606	社団法人 沖縄県雇用開発協会	098-891-8460

「はじめよう 届出・申請 オンライン」  
 ~雇用保険手続の電子申請をご利用ください~  
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/index.html>